

職需発第0420001号  
平成16年4月20日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長  
(公印省略)

改正労働者派遣法に関する疑義解釈について

標記については、本年3月1日より施行されたところであるが、その運用に当たり問い合わせの多い疑義等について、別紙のとおり整理したので、労働者派遣事業等の関係業務の取扱いに当たっては、これに十分留意の上、業務の円滑な実施について遺漏なきようお願いしたい。

雇用契約の申込み義務関係

Q 1 派遣受入期間の制限のない業務に係る雇用契約の申込み義務（労働者派遣法第40条の5）について、雇用契約の申込み義務の対象となる「同一の業務」に労働者を雇い入れる場合とは、具体的にどのような場合か？

「同一の業務」とは、事業所等における派遣受入期間の制限のない業務のうち同種のことをいうものです（労働者派遣事業関係業務取扱要領第9の5の(2)のイの参照）が、当該業務が労働者派遣法施行令第4条中の異なる号に属する場合だけでなく、同一の号に属するものであっても、以下の号番号に係る業務について、その業務内容が明確に分類されているときは、同一の業務には当たらないと解されます。

- ・ 第16号：「受付・案内」と「駐車場管理」
- ・ 第25号：「セールスエンジニアの営業」と「金融商品の営業」

Q 2 雇用契約の申込み義務の規定により、派遣労働者が派遣先に直接雇用されることが決定した場合、派遣元事業主は、派遣先から職業紹介に関する手数料を徴収することはできないのか。

雇用の申込み義務の規定によって派遣先が派遣労働者を雇い入れる場合、派遣元事業主による雇用契約の成立のあっせんが行われたとは判断できないことから、派遣元事業主は職業紹介に関する手数料については徴収することはできないものと解されます。

なお、派遣先が実施する派遣労働者への雇用契約の申込みについて、派遣元事業主が適宜、当該雇用契約の申込みの円滑な実施に関して便宜を図ることは差し支えありません。

Q 3 雇用契約の申込み義務の規定により、派遣先が派遣労働者に対して雇用契約を申し込む場合、その方法は書面によらなければならないか。

雇用契約の申込みの方法については、一般的な労働者を雇用する場合のルールと同様です。

具体的には、労働者の募集を行う者は、労働者の募集に当たり、募集に応じて労働者となろうとする者に対して、以下に関する事項について書面の交付により明示する必要があります。なお、労働者となろうとする者が希望する場合は、電子メールにより明示することも可能です。（職業安定法第5条の3・職業安定法施行規則第4条の2）

従事すべき業務の内容

労働契約の期間

就業の場所

始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日

賃金（賞与等を除く。）

健康保険、厚生年金、労災保険及び雇用保険の適用

また、雇用契約の締結に際しては、労働者に対して、以下に関する事項について、書面の交付により明示する必要があります。ただし から までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りではありません。（労働基準法第15条・労働基準法施行規則第5条）

労働契約の期間

就業の場所及び従事すべき業務の内容

始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項

賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与等を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給

退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及

び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金並びに最低賃金に関する事項

労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

安全及び衛生に関する事項

職業訓練に関する事項

災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

表彰及び制裁に関する事項

休職に関する事項

Q 4 派遣先が、派遣受入期間の制限の抵触日以降も一定期間派遣労働者を使用し続けたが、雇用契約の申込み義務を履行せずに当該派遣労働者の使用を停止した場合、労働者派遣法第40条の4違反としての指導助言・勧告・公表の対象となるか？

派遣受入期間の制限の抵触日以降に派遣労働者を労働者派遣により使用した場合、雇用契約の申込み義務違反が発生しますが、その後使用を停止したとしても、一度発生した雇用契約の申込み義務違反は解消されません。

このため、派遣労働者の使用を停止した後であっても、雇用契約の申込みを行わない限り、労働者派遣法第40条の4に違反するものとして指導助言・勧告・公表の対象となります。